

# 研究通信

1978年3月刊  
研究会局  
農村社会事務  
宇都宮大学教育学部社会学研究室  
(宇都宮市町350)

## 本年度共通課題

### 「農村自治—史的展開と現状—」

を設定するにあたつて

長谷川 昭彦

昨年までの村研の共通課題として「生活」という問題が提起され、討議されてきましたが、まだその問題は必ずしも最終的な結論がえられたわけでもないし、また得られる種類の問題でもありません。しかし多様化しそ多面化した「生活」という問題を何らかの形でさらに収斂し、深化していくためには、もう少し別の角度からの考察が必要になるかと思います。この意味で、昨年までの討論をうけ、それをふまえて、本年から「農村の自治」という問題がとりあげられることになりました。しかしこの「農村自治」という問題も、とくにそれを正面からとりあつかおうとするとなかなか簡単には解決できない複雑な問題を含んでいます。そ

その問題の数種をあげてみると、例えば次のとおり問題が考えられる。  
第一に、古くから日本の農村に「自治」があったのかどうか。これは「自治」の概念規定が問題となるが、例えば中世西洋の都市、日本の堺などにみられる「自治」を典型とするならば、それらと対比して日本の農村では「自治」と称されるべき実態があったのか、またそれらと全く質の異なるものであったのかなどの問題が考えられ、このことはまた「自治」に対する住民の態度や意見とも関係していく。

第二は「自治」の範囲の問題、古くから「自然村」「村落共同体」といわれるよう、「村落」の範囲の社会的結合が強かつた日本農村において、「自治」の範囲をどのように考えたらよいのか。行政市町村、地方自治体の範囲まで拡大して考えるとすれば、それらと「村落」との何かわりが当然問題になってくる。

第三は「自治」のない手の問題。農民各層との部分が自治をになってきたのか。とくに村落およびそれを超える範囲での農村権力構造、支配構造との関係で問題とされてくる。

第四は、「自治」の内容の問題、農村住民の「生活」のどの部分が自治とかかわりをもつてくるのであるか。住民のニーズとの関係。村落の行政、農村福祉との関係が問題となってくる。

第五に、「地方自治体」、「公共団体」の問題、行政市町村、都道府県という「地方自治体」をはじめ、農協やその他の産業諸団体などの行政のあり方の問題も当然考えられなければならない。

第六に、住民運動・住民組織の問題、今まで進めてきた地域開発、地域産業の展開と住民とのかかわり方、公害、生活破壊などに対する住民

の対応の問題など、住民の側の運動・組織などが問題とされなければならぬ。

思いつくままに、「農村自治」の問題をあげてもこのように多種のしかも複雑な問題をかかえている。したがつて、宿題委員会としては、この問題の展開のためには恐らく一年以上の歳月がかけられるのではないかと考えている。そして、さしあたり今年度の共通課題として「農村自治——史的展開と現状——」というテーマを設定し、今秋の村研大会に向けて数回の研究会を積み重ねることによって、このテーマの問題点を整理し、できるだけ大会での討議に堪えうるよう問題点を明らかにしていきたいと思っております。会員諸氏の十分なご検討ご意見などをいただきたいと思います。

## 第一回 研究会記録

本年度共通課題に関する第一回研究会は、去る二月十一日（土）に本郷学士会館において開催しました。報告者は、関東地区から選出された宿題委員の中から、安原茂会員（主として戦前期について）および島崎稔会員（主として戦後期について）にお願いしました。

〔出席者〕 長谷川昭彦・吉沢四郎・長谷川宏一・大内雅利・似田貞香門・君塚正義・大須真治・和智博雄・因賀進・吉田健次・島崎稔・山本英治・河村望・若林敬子・熊川富男・中野芳彦・高山隆三・小池基之・安原茂・柿崎京一（以上10名）。

従来、発表および討論の内容は、全面的に記録し本紙に掲載してきましたが、今回からはその要旨のみを掲載することに宿題委員会で申し合いました。以下の発表要旨は、両報告者に執筆依頼したものです。また、研究会の討論要約は、当日出席されていました島崎稔会員のゼミの学生諸君の労を煩わし、島崎会員に補止してもらつて、成ったものです。この研究会記録を契機として、会員の皆さんのが活発な紙上討論の展開されることを期待します。報告者および討論要約者の各位にお礼申上げます。

（宿題委員・長谷川記）

## 第二回 研究会について

第二回研究会は、関東地区の会員を対象として、去る三月十八日（土）に実施しました。報告者は、大内雅利会員（都市近郊の混住化農村の実態）および、経済史学の立場から非会員の森武磨氏（農村経済更生運動と部落の問題を中心に）に依頼しました。この報告および討論の要点は、次号に掲載を予定しています。

## △農村自治▽の史的検討に関するメモ

安 原 茂

(1) 村研では△生活破壊▽、△生活破壊に抗するもの▽をテーマに、農民生活の現状把握を進めてきたが、今年度の共通課題△農村自治▽は、ひとつには前回までの共通課題の展開の侧面を有していると思われる。

農業に対するきびしい情況のもとで、農民が農民として自らの存在を維持し、農業破壊的状況に抗して農業を発展させるためには、個別経営の努力のみでなく、組織的集團的な対応が必要であることはいうまでもなく、そのような対応の一形態として△農村自治▽の問題が想到されねばならないからである。そして、生活破壊と関連して、農民層の主体的再編、組織的対応活動形態としてたとえば紫和農協活動の事例なども村研大会で報告されたのであった。このような側面とともに、農業生産力の新たな担い手の形成と関連して、△地域農政▽や△自治体農政▽への関心が増大しつつあり、そのなかで、△むら▽の見直しが語られている前者についてはたとえば農政調査会編「農業の組織化し村と農協」、[農業の基本問題に関する調査研究報告書2]など。後者については守田志郎「日本の村」など参照)。農村が農民の構成する社会である限り、△農村自治▽とは、△農民自治▽にはかならないし、そこに問われるは、いかなる農民が、いかなる自治をいかにして可能にしうるかという

問題にほかならないが、△農村自治▽とはこのような問題関心にかかわる契機をも有しているといえよう。

△農村自治▽のテーマは、このような意味において、村研における從来の共通課題の展開の契機と、今日の村落社会のかかえる現実から問われるに至った契機との、複合としてとりあげられるようになつたものと考えることができる。もちろんその課題の具体化にあたって、今日の村落が△全般的都市化△の激浪にさらされていること、したがつて国民社会総体の再生産のなかに位置づけられていることを常に念頭に置かねばならぬのはいうまでもない。

(2) △農村自治▽の含意するものをこのように考えるならば、かつて日本農民がいかなる自治をいかなる形態で形成し、あるいは展開し得てきただけ△その歴史的経緯△歴史的経験は今日の△農村自治▽の検討にあたって不可欠の検討課題をなすものといわねばならない。そして今日なお△むら▽が語られ、そこにおける農民的創意が語られるとするならば、このようない△むら▽的活動の根底にあるものをその根源にさかのぼって検討することが求められねばならない。とするならば、われわれは少なくとも幕末体制下の△近世村落▽にまでさかのぼる必要はあると思われる。(旧幕時代の△町村自治▽の一形態についてたとえば福島正夫・徳田良治「明治初年の町村会」に紹介される事例など参照)。また、明治一二年の△近代的△地方自治制のもとにおける△近代的△町村構造との対比における△近世的村落構造▽については、理念型的記述ではあるが大石嘉一郎「日本地方財行政史序説」第四章参照)。また、近世村落の共同体的構造については大石慎三郎「近世村落の構造と家制度」や、

佐藤常雄「村と農民」〔大石慎三郎編「日本史(4)」所収〕などや、これと異なる理解として中村吉治「日本の村落共同体」などを参照。なお一つの問題提起として、色川大吉「近代日本の共同体」〔鶴見・市井編「思想の冒険」所収〕などを参照）。近世村落における本百姓相互間の規制原理を近代村落における農民層相互の規制原理と同一視することができないのはいうまでもないが、歴史的〔發展段階的〕形態規定の相違—その根底には直接生産者としての農民存在そのものの歴史的性格の相違があることを示しながらも、なお貫通する契機があり得るか否か、村落運営慣行としてあらわれる農民層の相互關係のうちに、歴史的段階の相違がいかなる様相においてあらわされてくるもののか—などの問題は、今日なおわれわれの関心のうちにふくまれている。△むらの解体△といへむらの再編△といへ、あるいは△むら原理による農村社会の再生△といへ、さまざまな諸議論は、それぞれの△むら△理解、△むら△認識を前提として内包しているが、そして村研における研究史の経緯にみると、△むらの共通理解には多くの問題が存在しているが、今日の△農村自治△／△理解の豊富化のためにはこの問題をさけることはできないだろう。近世村落の特質理解がこの点にかかわってくるようだと思われる。

(3) ところで、△農村自治△の課題の理解をめぐって近世村落にまでさかのぼるとした場合、△自治△概念の理解がまた問題とならざるをえない。△農村自治△を△近代的・地方自治△の一実現形態として考える場合、そこに示される△自治△は集団・団体の自主的内部運営なし内部規制原理という脱歴史的抽象的活動一般と等置しうるものではないであろう。統一国内市場の形成を基礎とする近代国民国家の内部構

成△権力編成のうちに近代的地方自治が位置づけられ、その構造と性格が問われるとするならば、わが国の場合明治二一年の市制町村制発布がひとつ的重要な画期とされ（「明治」〇年代に成立せる地方自治制は、近代日本の地方制度の歴史的原型をなしてい）〔大石嘉一郎前掲書〕お大石嘉一郎「地方自治」〔岩波講座日本歴史第一六巻所収〕参照。とくにそこにおける、地方自治制の△構造的特質△、たとえば「官治制と自治制の相互補完」や「自治制の地域性」の指摘など参照）、そこに成立した△行政村△の内部構造とそこにおける△自治△の実質が問われざるをえないが、制限選舉制にみられる如く行政村自治は、地主自治にはかならず、また行政町村における委託事務・固有事務の関係にみられる如く官治的性格が基本をなし、地主制支配を体现するものとして機能する。その限りでは△自治△であるよりは権力統治の△地方制度△にほかならず、自然村と行政村との分離（大石嘉一郎前掲書）のもとに、行政町村のもとに部落として包摵された村落の自治的運営も地主制支配を媒介するものとして理解される限り、その△自治△性も問題視されざるをえない。市町村制理由において、自治は「國ノ法律ニ遵依シ、名譽職ヲ以テ事務ヲ処理スルヲ謂フ」とされ、その事務とは「政府ノ事務ヲ地方三分任シ、人民ヲシテ之ニ参与セシメ、以テ政府ノ繁雜ヲ省キ、併セテ人民ノ本務ヲ尽サシメントスルニ在リ」とされるものであった。△自然村△の村落△部落の内部組織がこのような公権力支配の構造的文脈に単に適応するのみであるならば、それを村落（ないし部落）自治として把握するためにはいかなる視点が必要とされるのであろうか。このような問題が提起されてくる。そしてそれは、明治末から大正、昭和にかけ、

農民層間に組織されるさまざまな諸団体、諸組織の性格理解にもかかわる問題であろう。

(4)以上のような問題をさしあたり念頭におきながら、明治以降の△農村自治△にかかる若干の問題を、近代日本農村史の展開画期に即してみるとならば次のような問題群がさしあたり指摘されよう。

〔明治前期。大区小区制、三新法、町村合併などを経て明治地方、自治制成立過程のうちに見られる△農村自治△の問題（事実経過についてはさしあたりたとえば大島美津子「明治期のむら」など参照）。自然村と行政村（註1）合併に対する農民層の対応、△自治△の担い手層の性格と地主制との関連、地主制下の村落における共同体的組織の特質など。明治前期に、地価あるいは所有反別による重立（評議員）、資格の設定がすくながらみ村落にみられるがその性格の理解（河村望「日本資本主義の展開と農村社会」、拙稿「農村社会の権力構造」など参照）もひとつの問題を含んでいる。

△明治後期における地方改良運動における△農村自治△。地方改良運動の指導理念は、「一村一家観念、分度推譲、勤儉貯蓄などを基軸とした新睦協和と勤労精神の鼓吹であり、その思想的根柢には報徳精神が採用され、……各行政機能にそって行政補助組織の形成が積極的に奨励」（大島前掲書）された。納稅組合やさらに戸主会、青年会等々。農民の独立自営が自治であり、それを「天地自然の道」と理解する山崎延吉は「農民の自覚と其工夫が何よりの改良でこれが即ち自治」（『農村自治の研究』明治四一年。訂増版明治四三年）だとして、旧幕時代の農村自治として五人組を重視した。「維新前に於ける自治

制度でもっとも注意を払うべき価値ありしかも今の町村制に關係深きは五人組の制度である」が、それは「他村へ土地を出さず」、「共同耕作」を嘗み、きびしい「制裁力」を有する点などに注目した（ただし、山崎は事例として大字や部落を多くあげ、それらと五人組との関連については特に立ち入った検討を行っていない点が注目される）。

山崎はまた、△都會と農村△との関連において農村の特質を把握しようとし、都會は国民の墓地であり、「都會は農村の人を喰うて生存するもの」であるが、しかし一概に都會の存在を否定するものではなく、都會は「國の花」であり、國が發達すれば咲かざるをえず、健全な都會のために健全な農村が必要であるとする。さらに△國体△との関連について、農村は國体の養育であり、「農村の改良は國体の肥料」であるとする。山崎のこのような論旨のなかに當時の「地方改良運動」のイデオロギーと、その組織化の方策の一端をうかがうことができるが、これらをかえりみて、関心に値する問題のひとつは、△農村自治△が農民自治として問われる場合の△理念△の問題であろう。

△大正、昭和初期の農民運動の展開過程における△農村自治△。その基礎にある農民層分化過程の特質（△自小作前進△など）と、小作筆頭リーダー層の性格。運動指導者層の町村行政過程への参加（群馬県強戸村の事例を典型とする如き）。部落運営の変化（オモダチ△評議員の再編など）。河村望「小作争議期における村落体制」「政治体制と村落」所収など参照。なお大正デモクラシーとの関連については金原左門『大正デモクラシーの社会的形成』）、農民運動における部落の意義・機能（小作人による地主との交際断絶については山崎延吉前

提書にも述べているが、岐阜県の大正一五年農警犯處罰令第一〇項など参照）。直接生産者即耕作農民における運動としての自治。なお農民運動のなかで提起された農民委員会方式は、大平洋戦争敗戦後、一部に具体化されようとしたが、その方式の評価は今日なお一つの問題となりうると思われる（戦後の事例については平野義太郎「農村民主化と農村自治制度」など参照）。

（2）農村経済再生運動。この期の論点としてはたとえば[石田雄]「近代日本政治構造の研究」や、森武磨「戦時下農村の構造変化」（岩波講座日本歴史第一〇巻所収）など参照。森論文はフランズム下の農村社会の基層として自小作中堅層に注目し、部落会と部落農業団体との矛盾、農会と商業組合との対立、支配権力における内務省と農林省との競合などを重視して、この時期に「所有階層的秩序に対する新たな経営階層的秩序の対抗」という、戦後の農地改革の評価にも関連あるじき、村落秩序の新たな基本軸線の出現を指摘している。△農村自治の基本的担当階層とその社会経済的基本との関連は、この期にかぎらず全般的な問題点をなすが、農地改革後の自作農層の性格規定と関連して、明治以降のいわば戦前期自作農層の特質規定がひとつの問題として提出されよう。

（5）以上、準備がきわめて不十分なまま、農村史の展開画期（その画期の理解もまだきわめて便宜的なものであるが）に即してきわめて粗雑に若干の問題にふれてみた。もちろん、問わるべき論点はさらに多く存在するであろう。ただ、農村社会においては、行政村レベルの戦前期に対する詳細な調査研究の蓄積は貧弱のかぎりでは大変乏しく（菅野正会員

の研究などは重要なものであるが）、法制史、行政学、歴史学、政治学などの分野における業績を一面では追いながら学ぶべき点が極めて多い。また、村研年報収録論文から関連事項を整理、集積する必要もある。論点の提示もさることながら、本年度のテーマに関する基礎的な文献の収集、整理、検討の作業もひとつ宿題としてその必要を痛感せざるをえない。

（以上、本稿は、研究会当日の口頭発表を基礎としながら、修正したもので、極めて不十分なことをあらためておわびする。なお、口頭報告の際、臘山政道「農村自治の変貌」など、戦後についても著述されたが、ここでは一切省略した。御了承をお願いする。）

（註1）なお、昭和二〇年代末から三〇年代における町村合併はきわめて広汎なものであったが、その結果、戦前の行政町村は、新行政体のもとで公法上の地位を失つたが、その後、その範域は△地区△として、あるいは具体的には△学区△としてその地域的統一性があらためて問題とされるに至っている。このことは△自然的△△行政的△の区別が、歴史的なものであることを示すものようと思われる。そのいみで△自然村△なる概念の理解もあらためて問題となる。

## 戦後「農村自治」に関する論点

島崎 稔

### I 前提

戦後日本の「農村自治」を実証的に考えていく場合にも、1.理論基準として近代的地方自治を關する、2.現実の背景として戦後日本の憲法は保障された地方自治と地方自治制度に關する、一応の理解が前提されよう。

#### 1. 近代的地方自治の母体

近代的地方自治の歴史として、それは古典的には小ブルジョアの自治であったことがいわれてきた。封建社会の基本的編成（＝農村共同体と都市共同体の排他的編成）の支配下に、それと対抗するかたちで農村共同体を基礎に展開してくる新たな社会的分業の発展点としての「市場町」。小ブルジョアの集住地においては、自由な市場関係の展開による土地所有規範（共同体規制）の稀薄化によって、特別の人為的機構が必要とした。その「住民集会」こそまさに近代的な地方自治の母体とされるが、その自治機構は同時に、「英國の一世纪にわたる自治体問題の歴史は、ブルジョアジーと地主との闘いの歴史でもあった」といわれるような意味をもかねそなえていた。市民革命はブルジョアジーの勝利を決定的なものにすると同時に、彼等を国内統一市場の形成にむかわしめる。次の指摘は、古典的な地方自治の本来もつていたものをよきあらわして

いる。

「資本主義の生成とブルジョア民主主義の展開によって搖がされつつも、資本蓄積と階級分化がながままで進んでおらず、また市場勢力圏の地域性が見られ、ブルジョアジーが中間階級とよばれ、あるいは独立小生産者がなお實みうるという条件のもとで、地方当局はある程度はその地方の事情と要求を反映して自主的に活動すると同時に中央の政策決定にも影響を与えるといったのが、近代的地方自治の原型であるといえよう」（講座地方自治体第一巻「現代の地方自治」一七頁、二二頁）。

資本主義的展開による小ブルジョアの分解は、もとよりかつての「住民集会」的な自治機構の階級的転化をもたらす。国内統一市場に基礎をおく近代国家において、その内部統治組織としての地方行政機構も拡充をみるが、その原動力は産業革命期の都市の発展であった。イギリスにおいて、近代的地方自治制の成立は一八三五年の「都市团体法」である。その警察軍の設置は、「直接民主制の場であった住民集会の存在を否定」した（赤木須留喜論文）。この間の問題の紹介については、「現代日本の都市社会」序章を参照。

もちろんブルジョア革命の展開を異にするフランスにおいて、地方自治の様相もかなり異なるであろうことはいうまでもない。それは、マルクスやエンゲルスが描きだしたボナパルティズムの権力基盤を考えただけでも明らかであろう。この場合、破滅に傾いた農民（「分割地農民」）の「半＝共同体」が果す機能から、その「抵抗の組織」か「支配の手段」かの規定は近代的な「自治」とどうかかわってくるのだろうか。直接の

類推は危険であるが、日本の問題を考える場合にも重要な論点であろう。

このような絶対王政期の権力の基盤については、イギリス、フランスを始め、邦語文献としても最近続々と成集がまとめられているようであり、村研としても本年度から課題にとりくむ準備として研究会を組織して吸収していくべきだろう。素人として指摘は思いつくままに飛躍するが、現代でも、フランスとかイタリアとか、ヨーロッパでは日本のように簡単に町村合併をやらずに、小さなコミュニティ、コムーネがそのまま存続している。約一〇〇年ほどまえの統計であるが、フランスでは、三七・九六二のコムーネのうち、人口規模五〇〇人以下がその六三・一%、五〇〇～一〇〇〇人が一九・一%である。八〇五〇のコムーネのうち、五〇〇人以下は七・三%、五〇〇～一〇〇〇人が一三・七%、に対し一〇〇～一〇〇〇人が六八・三%という、都市の国・イタリアとの差異。そしてともに戦後日本の自治体との違い。コミュニティは中央権力の過度の介入に対する「城砦」であるといわれ、「われわれはコミュニティの自由は民主国家の本質をなす自由の一部をなしていないと考えている。そして、この気持は村委会員や村長に、さらにいつそう激しく現われている。この公正妥当な確信が、コミュニティの構造改善における政府のなし得る介入に限介を与えていたのである。事実、この確信が権力による再編成をすべて禁じてはいるのである」と（『のびゆく農業』三七一八。ゆきかわらるるフランス農村社会）一九六六年、傍点筆者）。しかも、この小コミュニティの頑強な存在がまたドゴール政権の基礎をなしていたことをまた記憶にあたらしい。

なお、この項の最後に、地方自治に関する用語の問題として、その使

用法にかなりの混乱があることも注意しておきたい。住民の諸要求を実現する運動としての「地方自治」と、國家の統治構造の一環としての「自治体」または「地方自治制度」。この自治体によって行われる「地方行政」、このぐらいの区別はつけて、その相互の関連を問うところに、課題が構成されることを知つておいた方が都合がいい（前掲講座地方自治体第一巻八～九頁参照）。

#### 1.2 戦後日本の地方自治・地方自治制度

最近、戦後日本の地方自治に関する論点を知るうえで便利な文献集がだされたので、まずそれを挙げておこう。室井力編『地方自治』（『文献選集・日本国憲法一一』）。

##### ① 憲法に保障された「地方自治」

戦後の新憲法についての意義をここで論するのはやや場違いの感があるが、その第八章、九一一条から九五条までの四ヶ条に規定された「地方自治」の趣旨は、国民の「地方自治」に対する地位が、明治憲法において「義務」であったのと異なり、「應これぞ「権利」として認めたことにあるとされる。この点は、「農村自治」を考える場合にも前提としておかなければならない。そのうえで、地方自治をめぐる中心的な問題として、中央集権と地方自治の矛盾の農村における本質が、戦後段階の資本と土地所有との矛盾を基礎に、地域的不均等発展の問題として、解明される必要があるのであろう。

##### ② 戦後地方自治の歩みと農村・農民

戦後改革からの地方自治乃至地方自治制度の歩みを段階的につかみ、そこで農村・農民がおかれられた状況を明らかにすることは、戦後「農村自

治」研究など、とても基本的課題をなすであろうが、資本主義の展開にそつて、「地方自治」と農村」その対応関係をつかむことも、もう容易な仕事ではない。そのひとつとのとっかかりの方法として、戦後過程として農政と自治政との関連を明らかにしていくといふことがあらう。敗戦一上頃下のシャウブ勧告—町村合併—自治省独立—強制積下の地方自治として、その間にいくつかの節目をつけていくことができる。

軍・財閥の解体を始め、旧制度が全面的に崩壊するかのような状況を呈していたとき、官僚機構の民主化は、牛乳の表面からクリームを掬いとする程度の改革」と評されるほどのものにとどまつた。しかし、ともかく内務省の解体は農村の地方自治制度にとって大きな変化であつた。その結果、農林省が当面、農業＝農村＝農民を独占的に管掌する立場につた。加えて、食糧危機の打開、農地改革の遂行は、農林官僚機構を曰大なものたらしめ、その中央一地方の系統組織が農村を掩つた。他方、地方自治制度は、上層下に一心の骨組みを整えるが、シャウブ勧告の履行不徹底による脆弱な財政基盤のゆえに財政危機を招來した。現在につながる戦後官僚機構の確立は一般に一九五一年頃とされるが、五三年の

町村合併促進法の公布は民主化とは逆に合理化として中央一地方の行政官僚機構の集権化を著しく強めた。この町村合併は行政的都市化といわれ、農村の都市への吸収合併であった。広域化した行政機構のなかで、自治省、農林省とともに末端における部落团体の再編をすすめた。町村合併と農村自治に関しては、川口説氏を始め多くの業績が残された。

町村合併について、一九六〇年、安保斗争のなかに旧内務官僚の復権図として実現をみた自治省の独立により、農政と自治政との関係は

新たな段階を迎える。しかし、農村における自治省の「失地快復」は容易に進まなかつたとみられる。基本法農政から総合農政への展開のなかで、農村における徒らに増大な縮割り組織のもたらす「総合調整の欠如」は、補助金行政とともに、いくたびか自治省官僚の批難するところである。このような農政と自治政との確執は、農村の都市化によってその矛盾を一層拡げていくであろう。強制積のもとで、農村の危機的状況がいわれてきたが、「農村自治」の視点からその問題もとりえなおされる必要がある。さらに、最近の地域農政の提唱によつてあらためて明らかにされたことであるが、膨大な農林官僚機構の地方系統組織が農村を掩つたといつたが、それにもかかわらず、従来の農政機構が「地域」を欠落させていたということはどういうことなのか。その点は、例えば「農林統計」として面白い問題を提供しているが（拙稿「安中鉱害と農民の“生活破壊”」参照）、実証課題としてそのメカニズムが末端において明らかにされなければならない。

## II 論點

### 2・1 原理的問題

農村において「自治」の基礎単位が「部落」におかれることの意味が何なのかをもう少し考える必要がある。先に、前提としてイギリス、フランスにおける小ブルジョア、農民（「分割地農民」）の例をひいたが、改革後農民をそれと同一視できないことはいうまでもない。その考察の延長線上で問題をさらにつきわたせるならば、次のようになろう。「自治」としてそこで問われているのは「都市自治」ではなかつたのか。「自治」はつねに、「都市自治」として問われ、中世においてはもとより、

近代における「住民集会」にしても、そこでは自治団体として成立する都市とその市民たちが問題とされてきたのである（「都市自治」）（「自治団体としての都市の存立」）。そうとするならば、「農村」「自治」として無矛盾に、「農村」と「自治」をつなげて表現することの理論的矛盾が介在するのではないか検討の要がありそうである。破滅に瀕した「分割地農民」の「半＝共同体」が「抵抗の組織」か「支配の手段」かが問われるとき、いずれにしろそこには「共同体」としてのパン屋な「自衛」の論理である。共同体的な「自衛」と団体的な「自治」とは異なるのではなく、さらにもう少し現実に即して考えて、では日本農村における「部落」は何なのか、農地改革を経てきた農民のもとでの「部落」が何なのか、の規定が必要である。常識的に、残存する共同体的な性格のうえで、「部落会」的な団体の設置が指摘されて、その二重の構造が問われてきた。「中世都市においても、自治団体としての都市を構成するものは、個々のギルド組織であるが」。部落の団体的機能の積重ねはつねに行政下請的なものであった。このような行政団体化が自治団体としての編成と異なることはさうまでない。一定の土地所有関係を基礎に編成される「部落」の「共同体」としての論理を内蔵するには、農民の小ブルジョアとしての存立を契機とする分解の進展以外にはないが、その展開の過程で部落「共同体」が、可能性として、自治団体を分化し編成者となる途は考えられる。しかし、戦後日本資本主義をとりまく階級関係の総体のなかで、その現実化は乏しく、六〇年以降の強蓄積はその芽すらもつみとなり、部落「共同体」の外辟が一方的に進行した。

2-2

官僚制機構を部落「共同体」と接合する論理は何なのか

戦後農村はきわめて高度に発達した官僚制機構によって政治的にも經濟的にも掌握されている。それは、基盤的行政と団体の二つのルートを通じて三段階系統組織により末端の単位市町村・農協のところで部落「共同体」に接合する形態をとっている。官僚制機構はウェバーの指摘をまつまでもなく形式合理性の支配する社会であり、部落「共同体」の論理はきわめて非合理的なものとされる。この相反する二つの原理を、支配の一重構造といってみても何の説明にもならない。形式合理的な官僚制機構を末端において非合理な共同体の世界に接合するメカニズムと論理が問題なのである。マルクスは「資本制地代の発生史」のなかで次のような指摘をしていた。周知のところであるがあえて挙げておこう。

不払の剩余労働が直接的生産者から汲みだされる独自的な経済的形態は、支配および従属関係を規定するのであるが、この関係は直接に生産そのものから発生し、しかも生産に対して規定的に反作用する。ところが、これを基礎として、生産諸関係そのものから発生する経済的共同体の全貌が定まり、それと同時に、かかる共同体の独自的な政治的姿勢が定まる。生産諸条件の所有者と直接生産者との直接的関係こそは、——この関係のそのときどきの形態は、つねに自然的に、労働の仕方様式の・したがって労働の社会的生産力の・一定の発展段階に照応するのだが、——つねに、そこに吾々が全社会構造の、したがってまた主権および従属関係の政治的形態の、要するにそのときどきの独自的国家形態の、いわばん奥の秘密、かくされた基礎、を見出すところのものである。

この支配についての体系叙述を今日の官僚制機構のなかでどう具体化

しうるがということである。農林省は補助金分配機関だといわれてきた。その補助金行政とその「中間取得」による「寄生」の源泉がいかなるメカニズムによって湧出されてくるのか、そこはどうもいちばん奥の秘密、かくされた基礎があまりそうである。かつて「戦後農政の展開と農林官僚機構」でおこなった指摘を若干長くなるが引用しておきたい。

「補助金制度がどうしても必要であるとするならば、それは農業という特殊な企業の、殊に日本の場合におけるような繊細な企業の経営形態の特殊性に制度の意義を求めたいと思う。たとえば土地改良事業の例をとつてみると、一定の面積の地域において、溜池を作

る場合においても、あるいは排水事業を行う場合においても、その背後には、経営の個別はあっても水を通じて他の農業生産手段を通じて、農民が相互に共同關係にあるといふからくる特殊問題である。農村における「何らかの意味における共同性」というものが補助金支出の合理性を現実的に裏付け」(高木文雄)たといわれるが、この「共同性」こそ、零細補助事業における地元負担分の労役的カバーを可能にしたものに外ならず、そこには部落「賦役」による共同体的な「無償労働」の論理が存在していた。それは改革時の私的小土地所有のうちになる存続してきたものであり、部落的な「無償労働」の組織化として陳情運動は展開され、「中間取得」によつて零細化された補助事業が実施に移されていく。中央一地方の系列化された官僚機構のなかで、都道府県を「要」とする地方「支配」の構造の基底になおこのような土地所有原理に基づく收取を指摘したのである。

今日、農民の生活と生産は殆んど貨幣化、商品化しており、家族の家父長的形態も崩れて労働力の自立化が進み、「無償労働」ということは原理的にはありえないが、範疇としての低賃金・低農産物価格が解消したわけではない。いやむしろある意味では強化されてさえいる。七五年センサス結果によれば、農家の就業状態において、世帯員個々に多就業状態がすすみ、「労働力の価値分割」は「層深まづでござ。」ながら汲みだされてくる不払の労働こそ巨大な官僚制機構を成立させしめる物質的基礎である。

### 2.3 農民層分解と部落の「団体化」

戦後第一階梯から第二階梯に移る一時期、一段と上昇した生産力の展開を背景に農民層の動向にも両極分解の胎動が指摘された。それは重化学工業中心の高度成長策による強蓄積のまえにあえなくついえ去るが、その分解は農村社会にも異なった動きをもたらしていたようと思つ。自分の調査事例で申訳ないが、吉川町調査においてたてた仮説は次のようなものであった。

第一に農民層の両極分解は、その富農層の形成が資本関係の萌芽として、部落運営においても、従来の共同体的な部落運営とは異なる私的小土地所有のうちになる存続してきたものであり、部落的な「無償労働」の組織化として陳情運動は展開され、「中間取得」によつて零細化された補助事業が実施に移されていく。中央一地方の系列化された官僚機構のなかで、都道府県を「要」とする地方「支配」の構造の基底になおこのような土地所有原理に基づく收取を指摘したのである。

第一に、そのもとでの支配の形態であるが、地主とは異なつて富農による支配は、むしろ資本によるそれのごとく、支配における人格性の排除、合理的な貸借関係としての意味をもたらす。…富農の形成は、地主制下はもとより、停滞的な「自作中農層」固定化のなかで維持されてきた。人格として体現される村落支配の土地所有原理を否定し、その資本による非人格的な支配関係への移行を促す。富農層によるかかる非人格的な支配は、ブルジョア的行政のかたちをとりつつ、部落支配をすぐれて「行政的」なものたらしめる。部落の「区」行政团体化は、支配の形態としてかかる意義を内包する。

第二に、富農形成による共同体の解体を促して進む部落の形成合理的な支配＝行政团体化は、国家独占資本主義下における地方行政財政の中央統制・官僚制の末端までの貢徹とまさに対応するものではないか。逆にいえば、國家独占資本主義下の行政的中央集権化＝中央集権的な官僚制支配は、農民層分解の進行のなかで始めて現実の足場＝「新しい型の農民」をもつてその姿を完結せしめるといえよう。

調査結果は、分解の動向を異なる三つの部落運営の相違、特に中農上層の富農的展開の予測された部落と、圧倒的に貧農家が進行する部落との対比が、前者の「区」行政团体化に対し、後者も合理化を進めながら農民組合に依拠する異なる方向として、明らかにされたのである。

#### 2.4 農業＝農村の危機的状況のなか

農民層の全般的地位の低下、低下しつつある農民層内部における分化

＝分解の進行として、農民層分解の一重の進行がいわれたが、高度成長

下に下降分解が一方的に進んだ。特に、高度成長後期には、農業の生産力破壊、農村の環境破壊、農民の生活破壊によって、農業＝農村は危機的状況を呈した。その問題点については、筆者も一昨年の大会において「安中鉱害と農民の“生活破壊”」として発表し、農民の斗争の方向として示したのでここでの指摘は省略する。「生活破壊」の課題をうけて、昨年の大会では農民生活の主体的再編成として問題が展開され、特に農協運動の長期にわたる活動をもとにした佐藤報告とその討論のなかで、今年度の課題「農村白話」が位置づけられていたようだ。

#### 2.5 再組織のイデオロギーと展望の検討

国土庁は先ごろ農村整備問題懇談会の中間報告として「農村整備のビジョンをもとめて」を発表した。それは、農村における伝統的な「むら」の解体の認識のうえにたって、その“地域”としての再組織を、エコロジーの原理をもとりいれながら、地域複合システムの形成にともしようとするものである。豊岡村等がそのモデルとして喧伝されているが、その村づくり構想は、大企業の固定資産税の財源のうえに大量の農家合理化によって達成されるものである。従来の農政機構が「地域」を欠落していたことは先に指摘した。さしつめ農林省は末端を農業集落におく地域農政を打ちだし、自治体が果し得る役割に注目しているが、地方財政の危機のなかで自治体が農政にどれだけのこととなしうるか、「自治体農政と農村自治」といったテーマが深められなければならないだろう。来年度から着手する新農業構造改善事業に農林省は、二・三集落を対象とする「地区再編構造改善事業」、ほぼ旧市町村範囲の「農村地域構造改善事業」、さらに特殊に「広域、特定地区構造改善事業」を実

施し、活力ある農村地域社会づくりを目指すといふ。周年就業がで  
き、域内自給を第一にした農業生産をおこなういわば「自域厚生」運動  
だという。いつがきた道の再版でなければ幸いである。他方、アメリカ  
農産物輸入の外圧をうけて、食糧自給論は古く、靈要にあわせた農政に  
転換すべきであるといった新農林次官の談話が伝えられたりしている。

「自域厚生」運動はやはり生産者向け安上り農政のかも知れない。農  
民自身のプロレタリア化に加えて、外からの大量の非農家の流入によっ  
て、農村の「混住化」が著しく進んだ。そのなかでの「農村自治」であ  
る。勤労者を除いては考えられない。要求は、農民・労働者の生産（土  
地）と共同消費（生活）を結合した形態として実現されなければならな  
い。その勞・農の組織化こそ、今日の農村における「自治」の方向が  
あるのではないか。民主的自治体論を國家論の一部として展開されてい  
る島恭彦氏の所説も、この基礎からつかみなおしていきたい。

（一九七八・二・一二）

## 【討論要旨】

最初の安原会員の報告は、幕藩体制における農村・日本資本主義に  
おける地方自治制度のなかで、二重構造的性格をもつ農村の自治が戦前  
・戦後を通じてどのような歴史的変遷の過程をたどり、この過程のなか  
で農村の自治が、支配——被支配関係においていかなる役割と位置をも  
つことができたのか。この点について検討がなされ、問題の集約として  
五つの論点（一、農村自治とは何をさすのか、そして何を検討するのか、

二、農村自治のトレガーの問題、三、支配の文脈のなかでの行政村の自  
治の構造、四、農村の部落諸团体は農村自治のなかでどのような意味を  
もつか。五、農民生活における共同性の問題）がだされた。

次の島崎会員の報告では、農村の自治を考えるばかりの二、三の基本  
的な前提（近代的地方自治の歴史的規定、その階級的性格、地方自治、  
自治体・地方自治制度、地方行政、それぞれの用語の明確化。戦後の地  
方自治については、新憲法に保障され、そこには明治憲法の「義務」か  
ら「権利」への基本的考え方の転換があること、地域的不均等発展を基  
礎とする中央集権と地方自治の矛盾の問題。地方自治と農政と  
の関連等。）がしめされた。そして、農村の自治を支配の手段が抵抗の  
組織かと論じるのは「自衛」の論理と見る見方であり、それは本  
來の「自治」とは本質的に異なるのではないか、さらに官僚制機構を村  
落共同体に接合する論理、現段階における地域農政の性格等といった諸  
論点が提起された。

討論は、共通課題の第一回研究会といふこともあり、報告内容の立入  
った討論というよりも、農村の自治、とりわけ「自治」とは何であるか  
という基本的な問題を中心として展開された。このことは、「自治」に  
たいして討論者それぞれの理解が異なっており、共通の認識——「自治」  
の規定が明確でなかったことに起因していたと思われる。それゆえ  
「自治」の規定をめぐってさまざまな方向から討論が展開されたが、統一  
した見解に達したとは思えない。今後の研究会で深められる必要があ  
る。

地方自治といったばかり、ともかく出発点として制度的な町村会・部

落会として形式的にも存在するものから出発しなければならないだろう。

「自治」は、この形式としての制度の内実・内容がいかなるものであるかを問うことから明らかにされるだろう。ところで農民生活の内実性を具えた自治組織が日本の農村に歴史的にいかに存在しえたろうか。この点に関して小池会員から大意として次のような意見がだされた。確かに部落は、農民運動・小作争議にも契機をなしたろう。しかし、そこに抵抗の組織として、あるいは本来の「自治」（島崎報告にあるような住民の要求の実現の運動としての「自治」）の機構として部落が存在したのではなく、そこにはあくまで上からの支配機構としての官治的自治しか存在しなかつたのではないかと。これは、これまでの日本の農村には部落（自治）が支配の手段として存在していたのか、それとも抵抗の組織として存在していたのかという問題をめぐっての討議であった。高山会員から、江戸時代においても徵税に対する抵抗として部落の暗黙の了解のもとに、耕作規模の操作もおこなわれていたという事実などが具体的に示された。島崎報告は原理的な問題として、共同体的な「自衛」と「自治」とは異なるのではないかという根本的な問題をだしていた。安原会員から、村落の自治は独自治性がなく、官治的自治の補完的なものにすぎなかつた。それも戦後は解体していった。という点が強調された。

討論は、さらに農村における生産諸団体・組合と「自治」との関係の問題へと移った。柿崎会員は部落から諸団体が派生してくるということから、生産を軸とした農民の自發的な組織化がおこなわれるが、しだいに官制的なものにかわり、自主的な組合という形で組織化されていったものが中央に組みこまれてしまう。その経緯を生産者農民の集団と部落との関係を基礎に追ってみるべきである。部落とは別に組合が組織され、それが官僚制化していくのではないか、との説明をおこなつた。この場で行政と経済、行政官僚制と団体官僚制との区別ははつきりつけておくべきではないかという指摘もなされた。また、島崎会員から「『自治』とは本来、団体自治であり、それは社会学的な概念としての「集団」などといった抽象的なものではなく、まさに歴史的具体的な自治団体なのであり、それについてはウェーバーの強調するところが考えられなければならない。しかし、村落における共同体のなかからそれがどのように生まれるのが問題であろう」という提起がなされた。これは農村の「自治」と団体、それを包摵していく官僚機構の問題をとらえていく際、重要なポイントをなすのではない。日本村落の共同体的性格のなかからとのようにして団体「自治」が生まれてくるかという問題と関連しながら河村会員から島崎会員に、イタリアと日本の地方自治の違いについての質問がなされたが、日本の市町村とイタリアのコームネとの歴史的な制度上の違いから、一概にどちらに「自治」があるといった比較は困難であろう。君塚会員から「歐米の「自治」」とはその性格を異にする、アジア的・特殊日本的な「自治」として非西歐的な性格をもつその歴史的・生産様式の差異の問題にまでさかのぼつて問われなければならぬのではないかであろう意見がだされた。島崎会員のいうように、近代的地方自治に一応理論的な基準をおくとしても、各国で地方自治の姿は恐らく大変異なつているであろう。このようなことから歴史学・経済学・法社会学等の分野でのこれまでの成果の文献的な整理と、その勉強会、研究会を今後積重ねていきたいという安原会員の提案がなされた。

似田貞会員は、現在おこなっている農村調査を事例に村落自治と団体との関係の問題を「団体化には前進的意味と保守的意味の一側面がある。」一般に上から機制的に団体化されることにより、村落のもつていたものがとりあげられ、支配の手段に転化されていくが、村落の活動が旧村単位でつくられていく社会福祉協議会に移行されていく例を見た。その

ような社会福祉生活諸問題の側面で部落自治として再編・強化されていく側面をどうとらえるか。そしてそれにつれて行政末端組織の人員が増加していく点」が述べられた。これは現在の地方自治体財政の困難化のなかで重要な問題点をなすだろう。また吉沢会員からは自治体農政の整備という側面から「農村自治・山村的市町村の自治は、地域の産業自立などどのような機能をもつてているのか」という提起がなされ、島崎会員からも「自治体農政と農村自治」といったテーマを今後追究していくべきという意図が示された。現状分析として現在の地域農政のもつ意味の検討が必要である。

以上のような討論から、今後の方針として以下の方向で研究会が継続してもたれていくことが企画されたようだ。〔一、歴史的分野の検討——農村自治・自治の歴史。〕、〔二、現段階における地域農政——現状分析。〕

最後に一言感想を述べさせてもらえば、今回の討論においてあまりにも「自治」の問題のみに終始したのは少なからず残念であった。安原報告のなかでの農村自治のトレガー・新しい生産力・自治のトレガーとしての農民層、その階層性の問題、島崎報告のなかでの「自治」の主体の問題と、地域農政の性格、これらの問題は現段階における日本資本主

義の矛盾——危機の問題と変革主体の問題とに深く関わっていると思われる。しかし、最初に述べたように、「自治」の理解が討論者相互の間でまだかなりの違いを示している状況のなかでの第一回研究会としては、やむをえないことであったのかもしれない。

(文責、中央大学院生 吉田健次・恩賀進)

## 本年の大会開催日程等について

三月十八日の研究会終了後、当日出席されていました運営委員に残つてもらい、本年大会主催側を代表して似田貞会員から提示されました表題の件について検討しました。その結果、つきのような結論をえました。正式には次回の運営委員会で承認をえなければなりませんが、この原案に沿って主催校で準備を進めることになりますので、大きな障害のない限り、左記の日程で実施されるものと考えて予定を組まれることをお願いします(尚、日本社会学会は、一〇月一一・一二一日の両日、愛媛県松山市で開催される予定です。関係する会員に念のためお知らせします)。

### 記

一、期日 一〇月一五・一六日の両日、但し、一五日は朝から開催するので一四日のうちに会場に集まることを希望します。

一、場所 山梨県川口町船津  
地方公務員共済「富士保養所」

## 村落社会研究会第二六回大会開催地について

### 会員動向

昨年十月柳川市における第一五回大会において、次期開催予定地について山梨大学で斡旋するよう委嘱されたのであるが、かつて山梨大学で開催地斡旋をお引き受けした折と比べると会員が大きく増加しており、柳川大会の如く一三〇名という参加者があるとすれば到底山梨県内にはそれを収容しうる会場がなく、直ちに御返事ができなかつた。大会後直ちに県内の施設を調査し、一〇〇名以上ないしはそれに近い人数を収容しうる施設を二、四当つてみた結果、河口湖町の富士桜荘が、最も適當と判断したので、五十三年度の村研大会開催予定地として交渉を進めていることを御報告する次第である。

富士桜荘は富士山北麓、富士五湖の一つ河口湖の南側にあり、人里離れた樹海の中に新しく建設された壮大な場所で、研究大会開催会場としては最適であると思つ。窓の外には雄大華麗な富士があり、朝夕の色彩は勉強の疲れを癒してくれるであろう。施設も十分であり、会員諸賢の研究発表、討論の場所としては満足していただけると思つてゐる。振るって御参加をお願いする。追つて詳しい御案内を差上げ、御参加の有無などについてのアンケートをとりたいと思ひます。

日時 昭和五三年一〇月二五日（水）

午前九時より六日（木）午後四時

会場 山梨県南都留郡河口湖町船津三ノ段

地方職員共済組合富士保養所富士桜荘

（服部・塩入・似田貞担当）

〔退会会員〕 福田勇助  
〔住所・所属変更〕

塩谷政憲 419-01 静岡県田方郡函南町間宮五六五一五  
(電)〇五五九七一八一九一八〇

今泉芳邦 岩手大学

菅野俊作 982 020-01 盛岡市青山四丁目一七一四九一一五〇三

徳川真理子 603 京都市北区紫野大徳寺町二六  
白井宏明 120 東京都足立区大谷田二丁目三一三五三一五〇四  
(電)六二九一二四三七

工藤清光 721 福山市西深津四五〇 中国農業試験場  
戸澤行夫 151 渋谷区西原一一二一七  
松田苑子 清泉女子大学

187 小平市学園西町一一九一一一四〇二一  
福田はぎの (旧姓・吉村) 270-11 我孫子市我孫子二二五一一六  
(電)〇四七一八五一一六七〇

孝本 貢 177 東京都練馬区下石神井一一九六

（以下次号）